

第4次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、第4次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたり、高度な技術や調査分析力、豊富な経験等を有し当該業務に最も適した事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第4次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙 第4次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託仕様書のとおり

※仕様書の内容については、現時点のものであり、今後、国等から新たな方針が提示された場合は、本市と協議の上、業務内容を変更することがある。

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 提案限度額

令和8年度 金6,270,000円(うち消費税570,000円)

令和9年度 金5,390,000円(うち消費税490,000円)

※上記金額は、契約金額の限度額を示すものであり、契約額を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 暴力団(石垣市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統治下にある者でない者。

(3) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がなく、国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 沖縄県内に本社、支店又は営業所を設置している企業であること。

(5) 国や地方公共団体における、福祉計画に関する調査及び策定業務等を請負った実績を有していること。

(6) 石垣市から指名停止措置を受けていないこと。

4 スケジュール

審査等に係る日程は以下のとおりとする。

項 目		期 日 等
1	参加申込書の配布開始	令和8年8月10日(月)
2	質問書の提出期限	令和8年8月18日(火)
3	質問に対する回答	令和8年8月25日(火)
4	参加申込書の提出期限	令和8年8月31日(月)
5	企画提案書等の提出期限	令和8年9月2日(水)
6	プレゼンテーション審査	令和8年9月15日(火)
7	審査結果の通知	令和8年9月25日(金)
8	委託契約	令和8年10月1日(木)

5 質問方法等

- (1) 実施要領及び仕様書等に係る質問は、質問書（様式第7号）を電子メールに添付して提出してください。質問への回答はとりまとめ、本市ホームページにて回答を公表します。

【質問送付先メールアドレス】 fukusoum@city.ishigaki.okinawa.jp

- (2) 質問の受付期限：令和8年8月18日（火）17時15分
（質問受付期間以外に提出された質問等へは回答いたしません。）

6 応募方法

(1) 参加申込

企画提案を希望する場合は、参加申込書を提出すること。

- ① 申込期間 令和8年8月10日（月）～令和8年8月31日（月）17時15分まで
- ② 提出書類 様式第1号
- ③ 提出方法 持参又は郵送（期限内に必着のこと）

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

- ① 提出期限 令和8年9月2日（水）
- ② 提出方法 持参又は郵送（期限内に必着のこと）
- ③ 提出書類 下記書式等により提案すること。

	提出書類	様 式 等	提出部数
1	企画提案書提出書	様式第2号	8部
2	企画提案書	任意様式（企画提案書等の作成方法を参照）	8部
3	会社概要	様式第3号	8部
4	業務経歴書	様式第4号	8部
5	業務の実施体制	様式第5号	8部
6	配置予定者調書	様式第6－1号及び様式第6－2号	8部
7	見積書	任意様式	8部
8	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	3ヵ月以内に発行されたもの	1部
9	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税） の未納のない証明書	1部

※提出書類は1部を原本、残りはコピー可。

7 企画提案書等の作成方法

(1) 提出書類

- ① 提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・片面印刷とし、目次等にあわせインデックスを付けること。頁数は自由とするが、過剰な添付資料は控えること。文字サイズは10ポイント以上とする。
- ② 企画提案書は、別紙業務委託仕様書を踏まえて、本業務に対する責任の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示しまとめること。
- ③ 企画提案書は、提出後の訂正、修正、再提出等は原則として認めない。

8 提出場所

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地
石垣市福祉部 福祉総務課 総務係（前津、上原）

9 審査に関する事項

本プロポーザルでは、二段階方式で審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

①石垣市福祉部福祉総務課において応募資格の確認等を行う。応募多数の場合は、4者を二次審査対象として選出する。

なお、企画提案の提出が4者に満たない場合は、参加資格要件を満たした全応募者を二次審査の対象とする。

②一次審査の結果及び二次審査の案内については、令和8年9月4日（予定）までに通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査する。

なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の予定管理技術者が行うものとする。

① 実施日：令和8年9月15日（火）

※実施場所及び開始時刻については追って通知する。

② 実施方法

（ア）1事業者あたり30分を目処とする。（準備5分・説明15分・質疑応答10分）

（イ）1事業者あたり3名までとする。

（ウ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書の範囲内で行うこととする。

※プロジェクター及びスクリーン、HDMIは本市が用意する

(3) 受託候補者の選定

受託候補者選定委員会において、提出された企画提案書、その他書類、プレゼンテーション内容等を審査し、評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、最高点を獲得した提案者が複数あった場合は、選定委員による多数決により決定する。

なお、応募事業者が単独の場合において、選定委員全員の評価点の合計が配点の合計の6割に満たないときは、受託候補者として選定しないものとする。

(4) 審査基準

審査に係る基準は別表のとおりとする。

なお、一次審査の評価点は、二次審査に加点しないものとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、各応募事業者へ文書及び電子メールにて通知し、業務の受託予定者を、本市ホームページで公表する。

なお、選定結果等に関する質問等には応じない。

10 契約

受託候補者選定委員会において、選定された提案者と委託内容の協議を行い、委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

11 その他

(1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(2) 受託者は、業務の全部または大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

(3) 提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。